

老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の届出について

介護保険法に基づく介護保険事業者としての指定を受けるには、老人福祉法に基づく事業開始届を行う必要があります。また、届出事項に変更があったときや事業を休廃止する場合には、それぞれの届出が必要となります。

1 老人福祉法の届出が必要な事項

届出書類	老人福祉法上の事業名	老人居宅介護等事業	老人デイサービス事業	老人短期入所事業	介護事業 小規模多機能型居宅介護事業	認知症対応型老人共同生活援助事業	複合型サービス福祉事業
事業開始時							
老人居宅生活支援事業開始届出書 【様式第1号（第2条関係）】		○	○	○	○	○	○
老人デイサービスセンター等設置届出書 【様式第4号（第5条関係）】		不要	○	○	不要	不要	不要
届出内容変更時							
老人居宅生活支援事業届出事項変更届出書 【様式第2号（第3条関係）】		○	○	○	○	○	○
老人デイサービスセンター等届出事項変更届出書 【様式第5号（第6条関係）】		不要	○	○	不要	不要	不要
事業廃止（休止）時							
老人居宅生活支援事業廃止（休止）届出書 【様式第3号（第4条関係）】		○	○	○	○	○	○
老人デイサービスセンター等廃止（休止）届出書 【様式第6号（第7条関係）】		不要	○	○	不要	不要	不要

2 介護保険法と老人福祉法

介護保険法における事業名と老人福祉法における事業名は次のような関係になっています。

介護保険法上の事業名	老人福祉法上の事業名（※法＝老人福祉法）
（介護予防）訪問介護	老人居宅介護等事業（法第5条の2第2項）
（介護予防）通所介護	老人デイサービス事業（法第5条の2第3項）
（介護予防）短期入所生活介護	老人短期入所事業（法第5条の2第4項）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	老人居宅介護等事業（法第5条の2第2項）
夜間対応型訪問介護	老人居宅介護等事業（法第5条の2第2項）
（介護予防）認知症対応型通所介護	老人デイサービス事業（法第5条の2第3項）
地域密着型通所介護	老人デイサービス事業（法第5条の2第3項）
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業（法第5条の2第5項）
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	認知症対応型老人共同生活援助事業（法第5条の2第6項）
複合型サービス	複合型サービス福祉事業（法第5条の2第7項）

※様式等については、鳥取県庁長寿社会課ホームページを御確認ください（<http://www.pref.tottori.lg.jp/72337.htm>）